



IRP's Build Back Better 事例(1999年、2014年、日本)

土砂災害防止法の改正

～次なる土砂災害を防ぎ、備える～

2015年11月24日

☆近年の土砂災害の現状☆

全国 1,300 地点の地域気象観測所が観測した、1 時間降水量 50mm 以上（土石流が起こりやすくなる目安の降水量）の短時間強雨の年間発生回数は、年によって増減はあるものの 1976 年以降増加傾向にあります。また、我が国は地形や地質・気象などの自然条件によって土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。最近 10 年の年平均で約 1,000 件程度の土砂災害が全国で発生しています。

☆土砂災害防止法の制定および改正☆

1999 年 6 月末に広島市及び呉市を中心に発生した土砂災害（死者 24 名）により、ハード対策（砂防事業等）の限界が明らかとなったのを契機に、2000 年 4 月に土砂災害防止法が制定されています。同法は、土砂災害のおそれのある区域について、危険箇所の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図るソフト対策を目的としています。

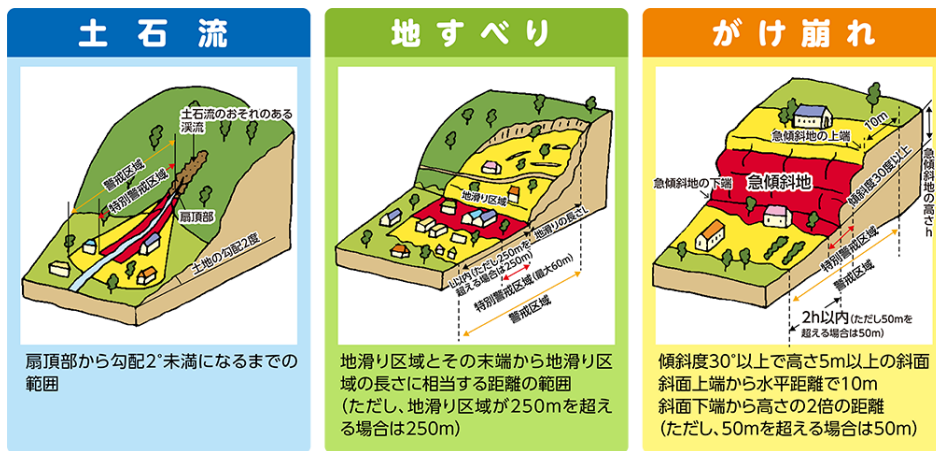


図 土砂災害警戒区域の指定基準

2014 年 8 月 19 日夜から 20 日明け方にかけて広島市を中心に猛烈な雨が降りました。広島市安佐北区三入(みいり)では、20 日午前 4 時までの 1 時間に 101.0mm、午前 4 時半までの 3 時間に 217.5mm が観測され、いずれも同地点の観測史上 1 位の降水量を記録しました。この局地的豪雨によって、広島市安佐南区及び安佐北区で 166 件の土砂災害（土石流 107 件、がけ崩れ 59 件）が発生し、2014 年 7 月 27 日現在、人的被害は死者 75 名、住家被害は全半壊 396 棟を含む合計 4,749 棟に上る甚大な被害となりました。2014 年 11 月、土砂災害防止法は、上述の広島土砂災害等の教訓を踏

まえて、主に基礎調査の促進と警戒避難体制の強化を目的とした改正が行われました。

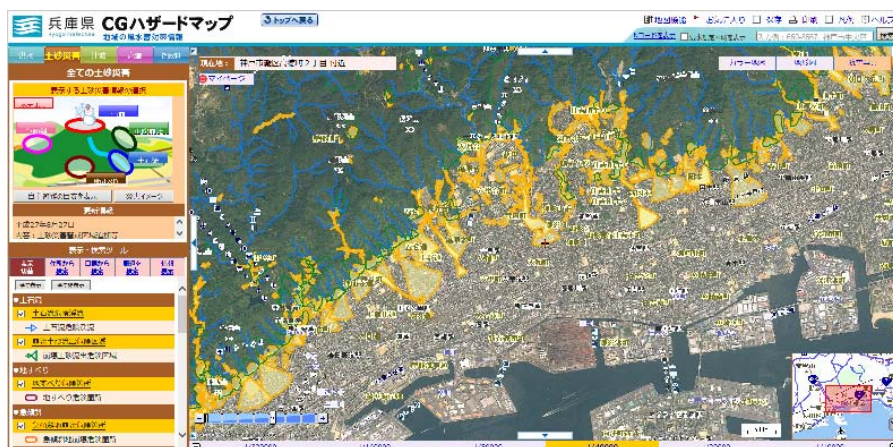


図 兵庫県 CG ハザードマップ

☆IRP's Build Back Better ポイント☆

2014 年、第 187 回国会において、土砂災害防止法に「基礎調査結果の公表義務付け」、「土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知」、「市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明記」等を追加する改正が行われました。

今後、国と都道府県では基礎調査の実施と区域指定が急がれます。その際、区域指定には住民の合意が欠かせないため、住民の防災に対する理解を深める取組も併せて行う必要があります。しかし、区域指定や砂防事業等のハード整備には膨大な費用と時間を要します。また、土砂災害は事前の予測が難しいため、短時間豪雨や土砂災害警戒情報の予測技術の精度向上を継続的に図っていくことに加えて、土砂災害防止法に基づく、住民への危険箇所の周知や情報伝達方法を含めた警戒避難体制の整備、自治体の適切な避難勧告の実施等が期待されます。

□参照□

鈴木健一 立法調査資料『調査と情報-ISSUE BRIEF-』No.881「いかに土砂災害に備えるか—広島土砂災害の教訓—」、2015 年 11 月 24 日

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9530613_po_0881.pdf?contentNo=1

おかやま防災ポータル <http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/note/show/?id=12>

兵庫県 CG ハザードマップ <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>